令和8年度・第2回農業委員会総会議事録

開 催 日　　令和８年５月２６日(火)　13:00～

開催場所　　ＳＳプラザ川内　３０１～３０３会議室

出席委員（１８名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	囲　孝行	2	中原　良治	3	下茂　正憲
4	田島　洋輝	5	乙須　紀文	6	新屋　純子
7	永留　智史	8	小園　光男	9	西　裕一郎
１０	梶原　拓二	１１	岩永　文子	１２	薬師寺　しげ子
１３	礒道　博和	１４	木場　祐二郎	１５	小城　義己
１６	有馬　康夫	１７	山路　一浩	１８	~~豊田　孝之~~
１９	別府　生次				

欠　　員（０名）

欠席委員（１名）

遅刻委員（０名）

出席推進委員（２０名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
２１	前田　千代子	２２	福壽　久雄	２３	萩元　輝彦
２４	紺屋　裕之	２５	井ノ下　正明	２６	鬼塚　幸男
２７	上小川　文男	２８	田中　浩徳	２９	竹田　栄次
３０	森園　知	３１	辻　孝一郎	３２	古川　梓
３３	~~濵田　守~~	３４	馬渡　義文	３５	永吉　康之
３６	春田　実	３７	早﨑　麻美子	３８	青﨑　昌己
３９	中川　大樹	４０	廣庭　吉辰	４１	徳永　正幸

欠席推進委員（１名）

事務局出席者　森局長・梶原代理・福永主幹・長沼Ｇ長・西薗Ｇ員・田上Ｇ員

薩摩川内市農業委員会会議規則第１４条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録署名者　　３番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

　　４番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録作成者　　局長代理＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和８年度・第２回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

１　報　告

報告第　１　号　農地形質変更届の専決処分について

報告第　２　号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第　３　号　非農地証明発行の専決処分について

報告第　４　号　農地転用事実証明書の専決処分について

２　議　事

議案第　１０　号　農地法第５条の許可指令書の取消し願いの承認について

議案第　１１　号　農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について

議案第　１２　号　農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事許可）

議案第　１３　号　農地転用事業計画変更申請（承継あり）の承認について

議案第　１４　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第　１５　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第　１６　号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第　１７　号　非農地証明願承認について

議案第　１８　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第　１９　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第　２０　号　農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第　２１　号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

議案第　２２　号　薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の推薦について

３　その他

⑴ ６月総会の日程について

⑵ その他

【開始１３：００】

会　　長　　第１回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議　　長　　ただ今から、第２回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局　　長　　委員の出席状況について、報告いたします。

定数１９名、現在員数１９名、出席委員１８名、欠席委員は１名で、１８番：豊田委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は２０名です。欠席委員は１名で、３３番：濵田委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議　　長　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議　　長　　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原代理　　はい、議長。主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の１ページから２ページをお開きください。５月１日、農業委員辞令交付式を本庁６０１会議室で執り行い、その後、第１回農業委員総会を開催しました。

同月１１日、鹿児島県農業会議の定款第２７条に基づく業務及び会計監査をマリンパレスかごしまで会長が実施されました。その後、鹿児島県農業会議の第１回定例理事会と定例常設審議委員会が開催され、会長が出席しています。

定例常設審議会には、事務局も説明のため出席しています。

１１日と１２日がそれぞれ定例の現地調査です。

１４日、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を本庁６０３・６０４会議室で執り行い、その後、第１回農地利用最適化推進会議を開催しました。

１５日、薩摩川内市土地開発公社第２回理事会が、本庁６０３・６

０４会議室で開催され、有馬会長代理が出席しています。

１９日、市町村農業委員会会長・事務局長等会議が、マリンパレスかごしまで開催され、会長、事務局長が出席しています。

２０日、薩摩川内市農業公社第２９回理事会が、薩摩川内市アグリセンターで開催され、会長が出席しています。

また、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が、ＳＳプラザせんだいで開催され、上小川推進委員が出席しています。園芸振興協議会川薩支部総会、北薩地区農業委員会連絡協議会、北薩地区サツマイモ基腐病対策ＰＴ会議、北薩地域農政推進協議会幹事会が、北薩地域振興局で開催され、事務局長が出席しています。

そして、本日、第２回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議　　長　　５月１８日の薩摩川内市土地開発公社第２回理事会に有馬委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

有馬委員　　１８番、有馬が、５月１８日、１３時３０分から薩摩川内市役所で薩摩川内市土地開発公社第２回理事会が開催されましたので報告します。議案第２号としまして、薩摩川内市土地開発公社担当理事の選任ということで審議されまして、市経済シティーセールス部産業戦略監の■■■が選任されました。

議案第３号、令和７年度薩摩川内市土地開発公社決算の認定につきましては、全員、満了一致で承認されました。

議案第４号、令和８年度第１回薩摩川内市土地開発公社補正予算につきましても、全員一致で認定されました。

以上、報告いたします。

議　　長　　５月２０日の薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に上小川委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

上小川委員　２７番、上小川が、５月２０日、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に出席しましたので報告します。

今回は、全体構想の中で、防災の方針、景観形成の方針、都市施設の方針、科学技術として事務局より、説明があり、意見のある方は、それぞれ意見を述べたところでございます。議事の２番目として、地域別の構想及び立地適正化計画の説明があり、同じように意

見交換をしたところでございます。以上で報告を終わります。

議　　長　　以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委　　員　　（はいの声あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、

３番：下茂　正憲委員、４番：田島　洋輝委員にお願いいたします。それでは、さっそく、会次第５の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第１号「農地形質変更届の専決処分について」ですが、議案第１４号１１番及び１２番と関連がありますので、事務局からの説明は、議案第１４号の審議の際にお願いします。

議　　長　　次に、報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　はい、議長。報告第２号を説明いたします。資料は４ページから１２ページをご覧ください。今月の合意解約は受理番号３７番から８０番までの４４件で、登記地目 田２７筆２５，２５４㎡、畑２３筆２８，５９６㎡、その他１筆９８７㎡、合計５１筆５４，８３７㎡の合意解約通知がありました。このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は６件です。

薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第２号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第２号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第２号を終ります。
次は、報告第３号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　はい、議長。報告第３号を説明いたします。資料は１３ページから１５ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号１５番から２５番までの１１件で、登記地目 田１０筆４，５３２㎡、畑１５筆１３，１８５㎡、合計２５筆１７，７１７㎡の証明発行願が提出されました。
非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準５の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第３号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第３号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第３号を終ります。
次は報告第４号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　はい、議長。報告第４号を説明いたします。資料は１６ページをご覧ください。今月は、受理番号１番の１件で、登記地目は畑１筆３６９㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第４号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。
許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。なお、現地確

認については、乙須委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。以上で、報告第４号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第４号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第４号を終ります。

それでは、会次第６の議事に入らせていただきます。

まず、案第１０号「農地法第５条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第１０号を説明いたします。資料は、１７ページご覧ください。今月の申請は、受理番号１番の１件で、登記地目　畑１筆:５８４㎡の農地法第５条許可指令書の取消し願いがありました。

令和８年１月２９日開催、第３４回総会で意見決定し、令和８年２月１６日付け指令農振第１００５-３７５号で転用目的:一般住宅で許可を受けましたが、許可後、転用実行者が、疾病により金融機関からの借り入れができなくなり、事業計画の見直しをすることとなり、当該計画を中止したため、申請がなされたものです。以上で議案第１０号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案第１０号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１０号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１１号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題といたします。

なお、議案第１１号１番は、議案第１４号１０番と同時申請、また、議案第１１号２番は、議案第１２号１番と同時申請ですので、それぞれ、一括して議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　はい、議長。議案第１１号、議案第１２号１番及び議案第１４号１０番を説明いたします。資料は、議案第１１号は１８ページ、議案第１２号１番は、１９ページ、議案第１４号１０番は２２ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番から２番の２件で、登記地目：田１筆：４１７㎡、畑１筆：１０８㎡の申請がありました。

まず、議案第１１号１番及び議案第１４号１０番を説明いたします。一般住宅の建築を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

議案第１４号１０番と同時申請であり、転用目的は、一般住宅での申請です。除外後は、第１種農地となり、また、申請地の周辺には集落が形成されており、３戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当となります。

また、残地部分については、転用実行者が農地取得予定であり、議案第１８号１６番になります。

次に、議案第１１号２番及び議案第１２号１番を説明いたします。自宅への進入路を整備したもので、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

計画地は、地域計画内の農地でありましたが、令和８年５月１５日に削除済であることを報告します。除外後は、第１種農地となり、また、申請地の周辺には集落が形成されており、３戸以上の住宅があることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当となります。

また、平成２５年１月に整備されており、施工済のため、始末書が添付されています。議案第１１号については、現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断しました。

議案第１２号１番及び議案第１４号１０番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、それぞれ提

案いたしました。以上で議案第１１号、議案第１２号１番及び議案第１４号１０番の説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員　　３番、下茂が、関連があります議案第１１号１番・議案第１４号１０番を報告します。５月１２日、永留委員と事務局、梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図３ページ､調査表２ページをご覧ください｡申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。事務局からの説明のとおり、転用目的は、一般住宅を建築する計画であり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。以上の理由から、農用地利用計画一部変更（除外）は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われます。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員　　５番、乙須が、関連があります議案第１１号２番及び議案第１２号１番を報告します。５月１２日、中原委員と事務局　西薗・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図４ページ､調査表３ページをご覧ください｡申請地の現況は、舗装され進入路になっており、農地ではありませんでした。１０ｈａ以上の規模の一団にある農地であり、第１種農地となります。事務局からの説明のとおり、転用目的は、進入路を整備するものであり、周辺の農地及び農業用施設に支障がないと認められ、問題ないものと考えます。以上の理由から、農用地利用計画一部変更（除外）は、妥当であり、農地転用はやむを得ないと思われます。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。まず、議案第１１号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１１号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、薩摩川内市長に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１４号受理番号１０番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１４号受理番号１０番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１２号受理番号１番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１２号受理番号１番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１２号「農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。先ほど、意見決定された議案第１２号１番を除く、２番、３番について、審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第１２号を説明いたします。 資料は、１９ページから２０ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番から３番の３件で、登記地目：畑３筆４２４㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。２番は、運動場での申請です。現在、地元の子供たちに自宅の敷地で、バスケットボールを教えていますが、利用者が増え、手狭になったため、隣接地にある申請地に整備する計画です。

３番は、倉庫・駐車場での申請です。平成２２年１１月頃に整備したもので、施工済のため、始末書が添付されています。また、残地部分については、市内在住の個人が農地取得予定であり、議案第１８号１７番になります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で、議案第１２号に係る説明を終わります。

議　　長　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員　３番、下茂が、２番・３番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

２番ですが、位置図５ページ、調査表４ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。運動場の目的での申請です。

次に３番ですが、申請地の現況は、倉庫・駐車場が整備されており、農地でありませんでした。倉庫・駐車場の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。議案第１２号２番及び３番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１２号２番及び３番は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１３号「農地転用事業計画変更申請（承継あり）の意見決定について」と議案第１４号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」受理番号１４番について、関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第１３号及び議案１４号１４番を説明いたします。資料は、議案第１３号は、２１ページ、議案第１４号１４番は、２４ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１番の１件で、登記地目：その他（宅地・公衆用道路）：５筆、１，４０６．６０㎡の申請がありました。議案第１３号１番の事業計画変更申請（承継あり）及び議案第１４号１４番と同時申請です。

内容といたしましては、当初、令和４年５月１６日付指令農振第１００５－５５号で、「建売住宅：４棟・通路」で農地法第５条転用許可を受けていましたが、その後に、転用実行者が４区画の造成工事完了後に登記地目を変更後に事業承継者に売却し、所有権移転をしております。事業承継者は、所有権移転後に、建売住宅（２棟）・通路を整備しました。残りの２区画については、事業計画を見直しし、建売住宅から特定建築条件付売買予定地に変更するものです。農地転用は、許可を受けてから事業が完了し、完了報告書が提出するまでは、完了したことになりません。今回、事業が未完であるにもかかわらず、農地法の許可を受けずに、事業を承継したため、一部施工済のため、始末書添付うえで、追認で許可を受けようとするものです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第１３号及び議案第１４号１４番に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員　３番、下茂が、議案第１３号１番及び議案第１４号１４番について、関連がありますので報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図７ページ、調査表６ページをご覧ください。

申請地の現況は、事務局からの説明のとおり、建売住宅（４棟）・通路とし転用許可を受けており、建売住宅が２棟・通路、残りの２区画については造成工事が一部施工されている状態でした。

今回、事業承継者が、事業拡大に伴い、建売住宅（２棟）・特定建築条件付売買予定地（２区画）・通路の事業計画に伴い、当初計画者から事業を承継し、転用の事業計画を変更するものです。

また、事業承継者が、農地法の許可を得ずに、建売住宅（２棟）・通路を整備したため、始末書が添付されています。

なお、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認及び転用は許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

梶原委員　１０番、梶原です。農地法の手続きがかんりょうしない状態のままで事業を継承するということですが、農地法上、許可していいものなのかどうか。今後、また、このような手続きをされる事業者が出てきた時の前例となるので、許可していいものかと農業委員会の立場はどうなのだろうと思いますので質問させてください。

長沼Ｇ長　はい、議長。説明いたします。そもそも、当初の転用者の[redacted]が、転用許可を受けた時に建売住宅と通路で申請しております。[redacted]も農地法の申請を数回しておりますので、農地法を熟知しているはずと思っておりましたが、今回、許可後、造成して土地を売却しておりますので、農地法が未完了のままで何ら手続きをせず、名義変更がなされている状況です。

工事完了届を提出してもらわないと、その事業者に対して、ずっと追いかける形になり、[redacted]が新たな申請をした場合は、許可されないことになっていきます。土地が売却され、[redacted]に所有権移転されているものですから、追認案件として、転用の事業計画変更と５条申請をされてことになります。

梶原委員　　１０番、梶原です。わかりました。農業委員会としては、手続きについては、問題ないということで構わないのでしょう。

長沼Ｇ長　　はい、議長。はい、手続き上ではですね、この事業承継と５条を出すことによって､基準の方はクリアする形となり､問題はありません。

梶原代理　　はい、議長。補足で説明します。後程審議する議案第１４条で[redacted]が申請をしておりますが、その際、過去の状況を確認した際、完了届が提出されていない今回のところがわかり、指導をしまして、今回の事業計画変更と５条申請を[redacted]に提出していただいたという形です。

議　　長　　ほかにご質疑ありませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。まず、議案第１３号１番については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１３号１番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１４号１４番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１４号１４番については、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします

次に、議案第１４号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」１１番から１３番、１５番から１９番と保留にしておりました報告第１号「農地形質変更届の専決処分について」１番を議題といたします。事務局の内容説明をお願い

します。

長沼Ｇ長　議案第１４号及び報告第１号を説明いたします。資料は、議案第１４号は、２２ページから２６ページ、報告第１号は、３ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請：議案第１４号は、受理番号１０番から１９番の１０件で、登記地目、田８筆：１，７１７㎡、畑　５筆：１，４４５㎡、その他５筆：１，４０６．６０㎡です。

報告第１号は、受理番号１番の１件で、田１筆：２５６㎡の申請がありました。内容を説明いたします。まず、議案第１４号１１番・１２番及び報告第１号１番は同時申請になりますので、一括して説明します。

申請地が田であるため、１ｍ盛土し、その後、３区画に分筆します。①１区画目が、報告第１号１番であり、田から畑に変更し、農地の有効利用を図るものです。②２区画目は、議案第１４号１１番であり、特定建築条件付売買予定地（１区画）・通路での申請です。③３区画目は、議案第１４号１２番であり、一般住宅・通路での申請です。全てにおいて、盛土規制法に係る許可について、県：盛土対策室に本申請済であることを確認しております。

次に１３番は、一般住宅での申請です。

１５番は、貸駐車場での申請です。転用実行者が整備し、平島自治会に駐車場として貸し付けするものです。一体利用地として、２５７３番４　雑種地　３３㎡と一体利用で総面積は、４６９㎡です。また、令和８年４月に整備済であり、施工済のため、始末書が添付されています。

１６番は、貸家住宅での申請です。一体利用地として、１８１番１　宅地　外１筆　３９１．１６㎡と一体利用で総面積は５１５．１６㎡です。私有地の通行及び排水施設を整備するため、通行承諾書・排水承諾書が添付されています。

また、一般住宅の基準基準である５００㎡未満を超過しますが、西側に法面があり、宅地として利用できません。有効面積は、４５４．０１㎡となります。１７番は、駐車場１５台での申請です。既存の駐車場の一部を資材置場にするため、駐車できなくなる車両分の駐車場を整備する計画です。一体利用地として、６６１番２　原野　３８３㎡と一体利用で総面積は、５６１㎡です。

１８番は、一般住宅での申請です。１９番は、建売住宅（２棟）の申請です。仮換地実測面積は、３３６．００㎡となります。一体利用地として、市の保留地　１８０．６２㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、５１６．６２㎡です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。また、報告第１号１番については、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領３の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で議案第１４号及び報告第１号に係る説明を終わります。

議　　長　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員　３番、下茂が、関連があります報告第１号１番・議案第１４号１１番・１２番を報告します。査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１ページ、調査表１・７・８ページをご覧ください。

申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。事務局からの説明のとおり、申請地を３区画に分け、報告第１号１番については、盛土し、畑として有効利用を図るものであることを報告します。

また、残りの２区画である、議案第１４号１１番については、特定建築条件付売買予定地（１区画)・通路での申請です。１２番については、一般住宅・通路での申請です。

次に１３番ですが、位置図８ページ、調査表９ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。一般住宅の目的での申請です。それぞれ、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員　５番、乙須が、１５番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図９ページ、調査表１０ページをご覧ください。

申請地の現況は、砂利敷きで整備されていました。貸駐車場の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に

添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員　３番、下茂が、１６番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１０ページ、調査表１１ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。貸家住宅の目的での申請です。また、私有地を通行及び排水路を整備することから、通行承諾書・排水承諾書が添付されています。

次に一般住宅の基準である５００㎡未満を超過しますが、西側には法面があり、宅地として利用できないため、地積超過理由は妥当と判断しました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

乙須委員　５番、乙須が、１７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１１ページ、調査表１２ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。駐車場の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

新屋委員　６番、新屋が、１８番を報告します。５月１１日、小園委員と事務局、北之迫職員と現地調査を実施しましたので報告します。位置図１２ページ、調査表１３ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員　１６番、有馬が、１９番を報告します。５月１２日、薬師寺委員と事務局、福永・北之迫職員と現地調査を実施しましたので報告します。位置図１３ページ、調査表１４ページをご覧ください。

申請地の現況は、２筆とも土地区画整理区域内で農地でありませんでした。建売住宅２棟の目的での申請です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

木場委員　　１４番、木場です。すいません、ちょっと教えてください。報告第１号で形質変更があって、盛土をして、農地の有効利用を図りたいと。そうして、同時申請で議案第１４号の１１番と１２番で通路と他の許可申請しているのですが、こういう申請の仕方っていいのかなとちょっとわからないので教えてください。

長沼Ｇ長　　はい、議長。説明いたします。もともと８５９㎡の農地をそれぞれ、２５０㎡程度で分筆します。また、田んぼですので、１ｍ以上下がっているため、道路付きとするよう盛土する計画です。今回、農地の有効利用を図る形質変更と特定建築条件付き売買予定地、一般住宅の３つの計画をそれぞれ申請しております。

梶原代理　　はい、議長。補足で説明いたします。農地を三区画に分けて、埋め立てする計画は変わりませんが、所有者の[redacted]が、畑として利用しますというのが１区画目。残り２つは、[redacted]だったり、一般の方が、それぞれ、転用する時に通路もありますが、通路部分については、共有持分での所有権移転となり、このような申請は可能であります。所有者としても、工事負担の軽減のため、同時申請で実施して畑を計画され、今回、３件の同時申請となっている経緯です。

ですので、５条申請で全部が所有権移転される部分は、一般住宅や特定建築条件付き売買予定の面積であり、通路部分は、共有持分となる申請で手続き上、このような申請ができるということでご理解いただければと思います。

木場委員　　１４番、木場です。すいません、形質変更の部分も含めて、一気に８００㎡をかさ上げしてから、分筆されるということでよいですか。

長沼Ｇ長　　はい、議長。盛土を１ｍしてから、測量は終わっているものですから、一旦、全部盛土してから分筆していく予定となっております。

木場委員　　ありがとうございます。

議　　長　　ほかにございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案第１４号１１番から１３番、１５番から１９番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１４号１１番から１３番、１５番から１９番については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１５号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第１５号を説明いたします。資料は、２７ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号２０番の１件で、登記地目　畑１筆　１７０㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。転用目的は、農家住宅での申請です。仮換地実測面積は、１１１．４５㎡です。一体利用地として、９１８番　宅地　５９７．５０㎡と一体利用で総仮換地実測面積は、７０８．９５㎡です。また、平成１７年１１月頃に整備済であり、施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第１５号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現

地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、２０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１４ページ、調査表１５ページをご覧ください。

申請地の現況は、居宅及び農業用倉庫が建っていました。農家住宅の目的での申請です。施工済のため、始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案第１５号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１５号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。次に、議案第１６号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第１６号を説明いたします。資料は、２８ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号２１番の１件で、登記地目　畑１筆　４９８㎡の申請がありました。内容を説明いたします。転用目的は、一般住宅での申請です。母より申請地を借り受け、計画したものです。また、私有地を通行することから通行承諾書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及

び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第１６号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、２１番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１５ページ、調査表１６ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。一般住宅の目的での申請です。私有地を通る必要があることから、通行承諾書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案第１６号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１６号については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第１７号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第１７号をご説明いたします。資料は２９ページから３１ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１０番から２１番の１２件で、登記地目田１０筆、１２，４５６㎡、畑８筆４，６１３㎡の非農地証明願が

申請されました。

内容について、ご説明します。１０番は、昭和６１年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。１１番は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

１２番は、平成４年５月に居宅が建てられ、宅地化して現在に至っています。また、残地部分については、市内在住の個人が農地取得予定であり、議案第１８号１９番になります。

１３番は、令和７年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

１４番は、令和７年に相続する以前から耕作されておらず山林化して現在に至っております。

１５番は、平成４年に相続する以前から耕作されておらず山林化して現在に至っております。

１６番は、平成８年頃に事務所・駐車場・倉庫を整備し、宅地化して現在に至っております。

１７番は、令和２年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

１８番は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野・山林化して現在に至っております。

１９番は、平成２６年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

２０番は、平成１７年に相続する以前から耕作されておらず原野化して現在に至っております。

２１番は、平成１５年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

以上で、議案第１７号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員　　１６番有馬が、１０番及び１１番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず１０番は、位置図１６ページ、調査表１７ページをご覧ください。申請地の現況は、昭和６１年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

次に１１番は、位置図１７ページ、調査表１８ページをご覧くださ

い。申請地の現況は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

下茂委員　　３番、下茂が、１２番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１８ページ、調査票１９ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成４年５月に居宅が建てられており、宅地化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから､証明書を発行するべきと考えます｡以上で、報告を終わります。

有馬委員　　１６番、有馬が、１３番から１６番について報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず１３番は、位置図１９ページ、調査表２０ページをご覧ください。申請地の現況は、令和７年に相続しているが、平成１７年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。

次に１４番は、位置図２０ページ、調査表２１ページをご覧ください。申請地の現況は、１３番と同じ所有者で、平成１７年頃から耕作しておらず、３筆とも山林化しておりました。

次に１５番は、位置図２１ページ、調査表２２ページをご覧ください。申請地の現況は、平成４年に相続する以前より耕作しておらず、山林化しておりました。

最後に１６番は、位置図２２ページ、調査表２３ページをご覧ください。申請地の現況は３０年以上前から事務所、駐車場、倉庫を整備して以来、耕作しておらず、宅地化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

木場委員　　１４番、木場が、１７番から１９番を報告します。去る、５月１１日、山路委員と事務局　梶原・西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

１７番、位置図２３ページ、調査票２４ページをご覧ください。申請地の現況は、令和２年に相続する以前から耕作しておらず、原野化しておりました。

１８番、位置図２４、２５ページ、調査票２５ページをご覧くださ

い。申請地の現況は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野・山林化しておりました。

１９番、位置図２６ページ、調査票２６ページをご覧ください。申請地の現況は、平成２６年頃から耕作しておらず、原野化しておりました。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

梶原委員　１０番、梶原が２０番を報告します。５月１１日、豊田委員と事務局、長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図２７ページ、調査表２７ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成１７年頃から耕作されておらず、原野の状態でした。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員　６番、新屋が２１番を報告します。調査日、調査員は、先ほどの報告のとおりです。位置図２８ページ、調査表２８ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成１７年頃から耕作されておらず、原野の状態でした。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上で報告を終わります。

議　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　員　（なしの声あり）

議　長　ないようですので、採決いたします。議案第１７号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　員　（全委員挙手）

議　長　賛成全員であります。議案第１７号については、原案どおり承認といたします。

次は、議案第１８号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説

明をお願いします。

梶原代理　はい、議長。議案第１８号を説明いたします。資料は３２ページから３４ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号１５番から２５番の１１件で、田１１筆１２，９９５㎡、畑４筆　９１６㎡の申請がありました。申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

１６番は議案第１４号１０番（５条：所有権移転：売許可申請承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

１７番は議案第１２号３番（４条：所有権移転：売許可申請承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

１９番は議案第１７号１２番（非農地証明願承認）と同時申請であり、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

１８番・２１番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第１８号に係る説明を終ります。

議　　長　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　５番、乙須が、１５番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図２９ページ、調査表２９ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考

えます。以上です。

下茂委員　３番、下茂が、１６番・１７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

１６番ですが、位置図３ページ、調査表３０ページをご覧ください。申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。権利取得後は、トマト・ナス等を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

１７番ですが、位置図６ページ、調査表３１ページをご覧ください。権利所得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

どちらも新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

有馬委員　１６番、有馬が、１８番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図３０ページ、調査表３２ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

下茂委員　３番、下茂が、１９番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１８ページ、調査表３３ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。また、新規就農のため、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

有馬委員　１６番、有馬が、２０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図３１ページ、調査表３４ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されておりました。権利取得後は、ブ

ルーベリーを栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

梶原委員　　１０番　梶原が、２１番から２３番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、２１番は、位置図３２・３３ページ、調査表３５ページをご覧ください。申請地の現況は、田で、耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。また、新規営農ため、営農計画書が添付されています。

２２番は、位置図３４ページ、調査表３６ページをご覧ください。申請地の現況は、田で、保全管理されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

２３番は、位置図３５ページ、調査表３７ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。権利取得後は、果樹を植栽予定です。

新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

西　委員　　９番、西が２４番及び２５番を報告します。５月１１日、曲委員と事務局、福永職員と現地調査を実施しましたので報告します。

まず、２４番について位置図３６ページ、調査表３８ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

次に２５番について、位置図３７ページ、調査表３９ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、一括して採決いたします。議案第１８号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１９号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第１９号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　はい、議長。議案第１９号を説明いたします。資料は３５ページから３６ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。今月の申請は、受理番号２６番から受理番号３０番の５件で、田１０筆　１０，８５４㎡　畑５筆　１０，８３０㎡　の申請がありました。申請理由といたしましては、親子間、兄弟間、知人間の贈与によるものです。

また、２８番については、新規営農のため、営農計画書が添付されています。申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第１９号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、２６番から２８番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、２６番について、位置図３８・３９ページ、調査表４０ページをご覧ください。申請地の現況は、田及び畑で耕作及び保全管理されていました。権利取得後は、水稲・野菜等を栽培予定です。

次に、２７番について、位置図４０ページ、調査表４１ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

最後に、２８番について、位置図４１ページ、調査表４２ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されております。

いずれも、新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

有馬委員　１６番、有馬が、２９番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図４２・４３ページ、調査表４３ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

西　委員　９番、西が３０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図４４・４５ページ、調査表４４ページをご覧ください。

申請地の現況は、田・畑で耕作及び保全管理されていました。権利取得後は、水稲・飼料作物・栗を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　員　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議案１９号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第１９号につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次は、議案第２０号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、 当委員会の意見について審議を求めるものでございます。事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹　　議案第２０号を説明いたします。資料は３７ページから５８ページをご覧ください。今月の申請は、田：１３０，２４３㎡、畑９３，７５０㎡、合計２２３，９９３㎡の申請がありました。

中間管理権設定１３１件中、認定農業者等に係る分は７５件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終ります

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、一括して採決いたします。議案第２０号につきまして、意見決定することに賛成の方　の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第２０号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議　　長　　次は、議案第２１号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）について」を議題といたします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長　　資料の５９ページをご覧ください。本議案は、農業委員会法第３７条「情報の公表」に従い、総会において審議いただき、議決を求めるものであります。

６０ページをお開きください。ローマ数字「Ⅰ」の農業委員会の状況では、令和７年４月１日時点の状況を記載しています。

１の農業委員会の現在の体制で、農業委員、農地利用最適化推進員の定数、実数等を、２の農家・農地等の概要で、農業経営体数、農業者数、耕地面積等を示しております。

続きまして６１ページをお開きください。ローマ数字「Ⅱ」の最適化活動の実施状況では、１の最適化活動の成果目標、⑴ 農地の集積の中段③実績で、令和７年度の新規集積面積が５０．８ｈａで、集積面積が１，２６０．３ｈａとなったことから､集積率は３２．２％となり、集積率目標の達成率は、１００．４％となりました。

このことから、農業委員会の点検結果といたしましては、集積面積は、目標を達成しており、引き続き最適化活動を推進し、集積率を上げていきたい。と記載しました。

続きまして、⑵の遊休農地の発生防止・解消ですが、６２ページの上段③実績をご覧ください。アの既存遊休農地の解消では、「a緑区分の遊休農地の解消」で、解消実績面積が２４．７ｈａで、目標に対する達成状況は、３４．０％となりました。ｂ黄区分の遊休農地の解消の解消の工程表の策定状況については、農地中間管理機構関連農地整備事業への取組に向けて、地元団体、関係課・関係団体と連携を図り、農地の権利移動を進めている。としました。イの新規発生遊休農地の解消で、解消実績面積は６．２ｈａでした。④その他では、昨年実施しました利用状況調査、意向調査の内容を記載しています。

このことから、農業委員会の点検結果といたしましては、最適化活動による営農再開を促進するとともに、利用状況調査、意向確認調査を踏まえて、遊休農地の早期解消に取り組み、遊休農地面積の減少に繋がったと記載しました。

続きまして、⑶の新規参入の促進ですが、６３ページの上段③実績をご覧ください。新規参入者への貸付等について、農地所有者の

同意を得た上で公表した農地の面積は６．１ｈａで、目標に対する達成率は、４２．７％となりました。

また、新規参入者の参入状況で、農地を取得して新たに就農した経営体はいませんでした。このことから、農業委員会の点検結果として、就農希望者や新規就農者に向けて農地情報の提供を行っているが、新規就農者が少ないのが現状である。としました。

続きまして、２の最適化活動の活動目標では、⑵の活動強化月間の設定の②実績をご覧ください。活動強化月間の設定回数は３回で、１１月から２月にかけて、農地の集積、新規参入の推進、遊休農地の解消の取り組みについて記載しています。

６４ページをお開きください。⑶の新規参入相談会への参加の②実績をご覧ください。新規参入相談会への参加回数は、１回、さつま町で開催された新規就農者を励ます会に別府会長、小園会長代理の２名が参加されました。

続きまして、目標の達成状況の評語ですが、推進員等の点検・評価結果表から、目標に対して期待通りの結果が得られた。としました。

推進委員等の点検・評価結果は、表をご参照ください。続きまして、６５ページ、 ローマ数字のⅢの事務の実施状況ですが、１の総会、部会の開催実績では、総会を各月１回の開催とし、２の農地法第３条に基づく許可事務は、１年間の処理件数が１３２件で、すべてを許可としました。３の農地転用に関する事務では、１年間の処理件数が９７件ですべてを許可相当としました。４の違反転用の対応では、昨年と同様です。

以上、議案第２１号、令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についての説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、一括して採決いたします。議案第２１号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第２１号は、原案のとおり意見決定されました。次は、議案第２２号「薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の推薦について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

事務局長　　はい、議長。６６ページをお開きください。「提案理由」は、令和８年４月３０日をもって農業委員会委員としての任期が満了したことに伴い、新たに候補者を１名推薦する必要があります。

参考をご覧ください。これまでの委員は、上小川文男 農地利用最適化推進委員で、現在の任期は、令和６年１１月１日から施行日までとなっております。施行日については、来年の３月末と聞いています。従前の選出方法は、農業委員会の委員から１名です。

なお、６７、６８ページには、推薦依頼書等を添付しています。１名の委員の選出をお願いいたします。以上で議案第２２号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。策定委員に立候補、又は、推薦をお願います。

梶原委員　　１０番、梶原です。従前の上小川委員を推薦いたします。

議　　長　　ただ今、梶原委員から前任の上小川委員を推薦する発言がありました。他にございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　お諮りします薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員の上小川委員を推薦することに賛成の方は挙手をお願いします。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第２２号は、上小川委員を推薦することに決定しましたので、薩摩川内市長へ推薦書を送達することといたします。以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第７のその他に入ります。６月の申請等現地調査及び

総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理　はい、議長。６月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

９日（火）が支所地域の現地調査、１０（水）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。川内地域については、申請が多い場合は３班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。川内地域は、午前８時３０分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。それから、下段に記載の６月総会は６月２６日（金）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。なお、現地調査については、６月総会で調査委員の考え方をお示しする予定ですので、よろしくお願いします。

また、裏面は６月から８月の行事予定を記載してあります。

５月にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。主な行事について、説明いたします。

２日（火）に、令和８年度全国農業委員会会長大会が都内で開催され、会長・局長が出席予定です。

１６日（火）は第１回農業委員会だより編集委員会及び運営委員会を６０４会議室で開催です。農業委員会だより編集委員は、総会後の農地利用最適化推進会議で決定していただきます。

７月１０日（金）に、農業者年加入推進会議及び農地利用状況調査推進会議を本庁６０１会議室で開催いたします。

また、７月１６日（木）に、農業者と農業委員会との意見交換会を東郷公民館で開催いたします。詳細は、推進会議で説明します。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終ります。

議　　長　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、全体的に何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　事務局から何かございませんか。

梶原代理　　はい、議長。資料１の令和８年度最適化活動目標設定について、説明いたします。令和８年４月総会で令和８年度最適化活動の目標の設定等について、決定をいただきました。

農業委員会全体での目標でしたので、最適化活動する委員３９名の個々の目標設定を記載のとおり、設定しましたので、報告いたします。新規集積面積は、委員一人当たり１．４８ヘクタール。遊休農地解消面積は、委員一人あたり１．８７ヘクタール。前年度発生の遊休農地解消面積は、委員一人あたり１．５４ヘクタール。新規参入者の同意目標は、委員一人あたり０．３４ヘクタールと設定しました。以上で説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、ほかに何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　これをもちまして第２回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理　　皆さん、ご起立下さい。

一同、礼

「閉　会」

【終了　１５：１０】